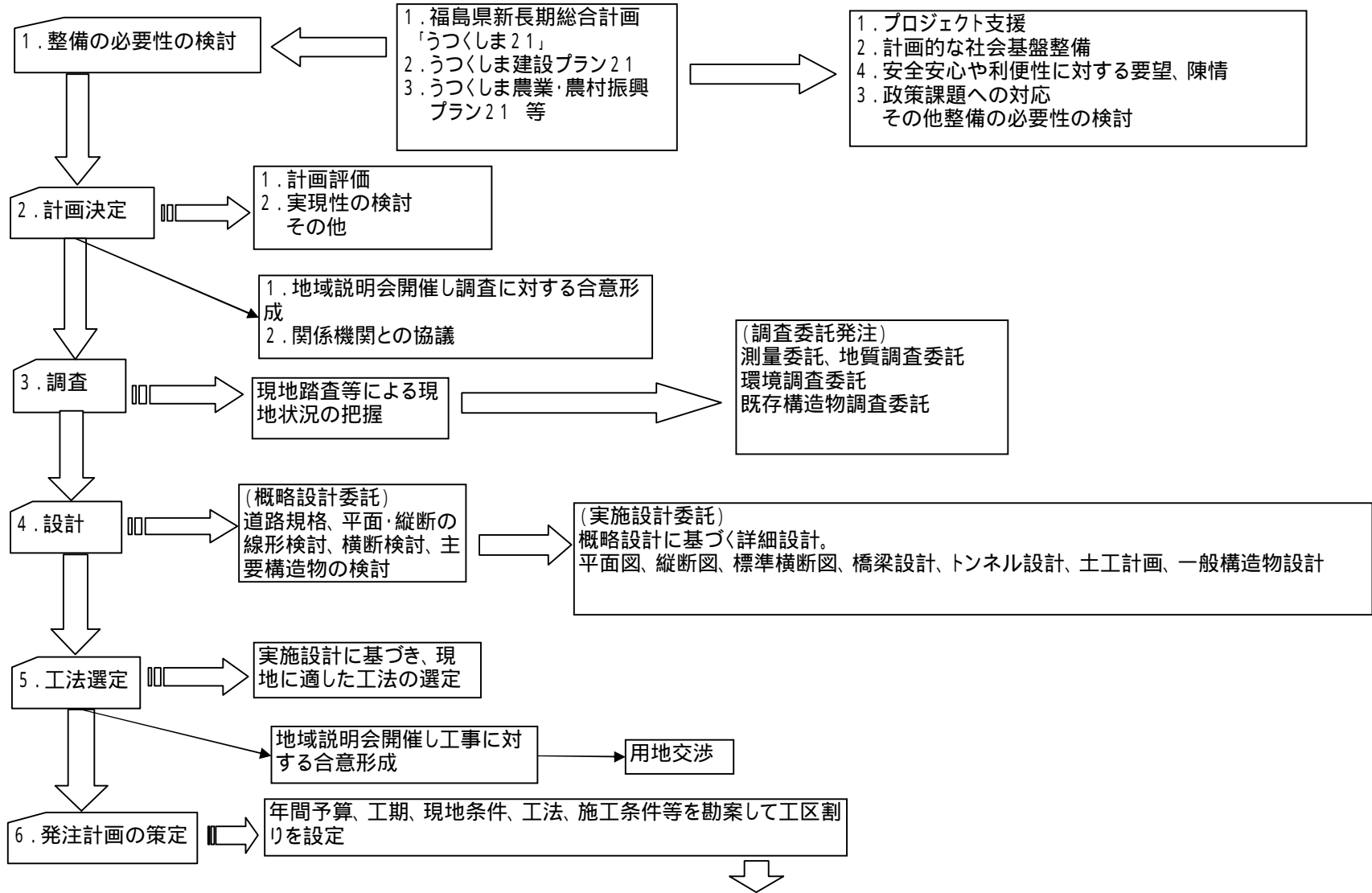
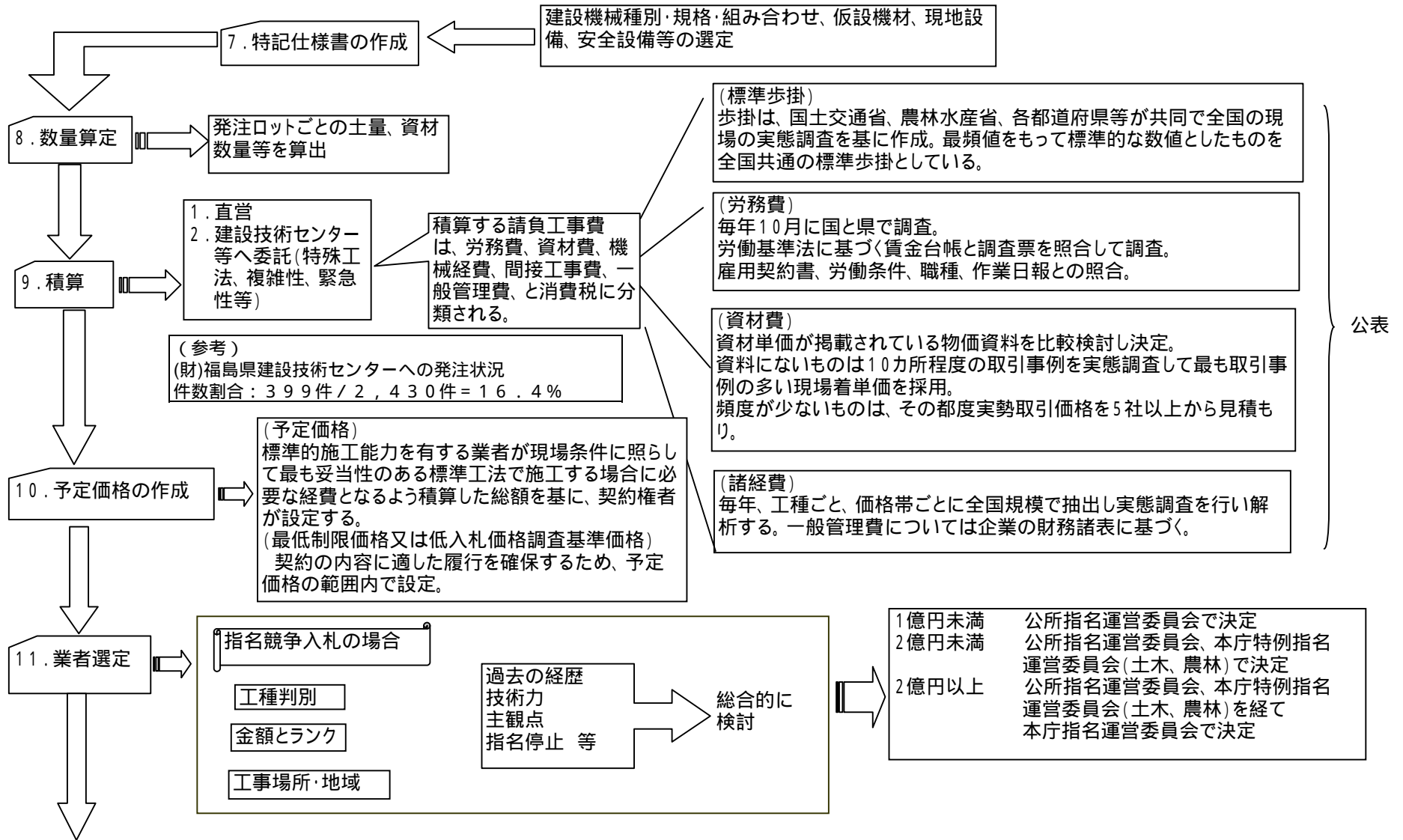


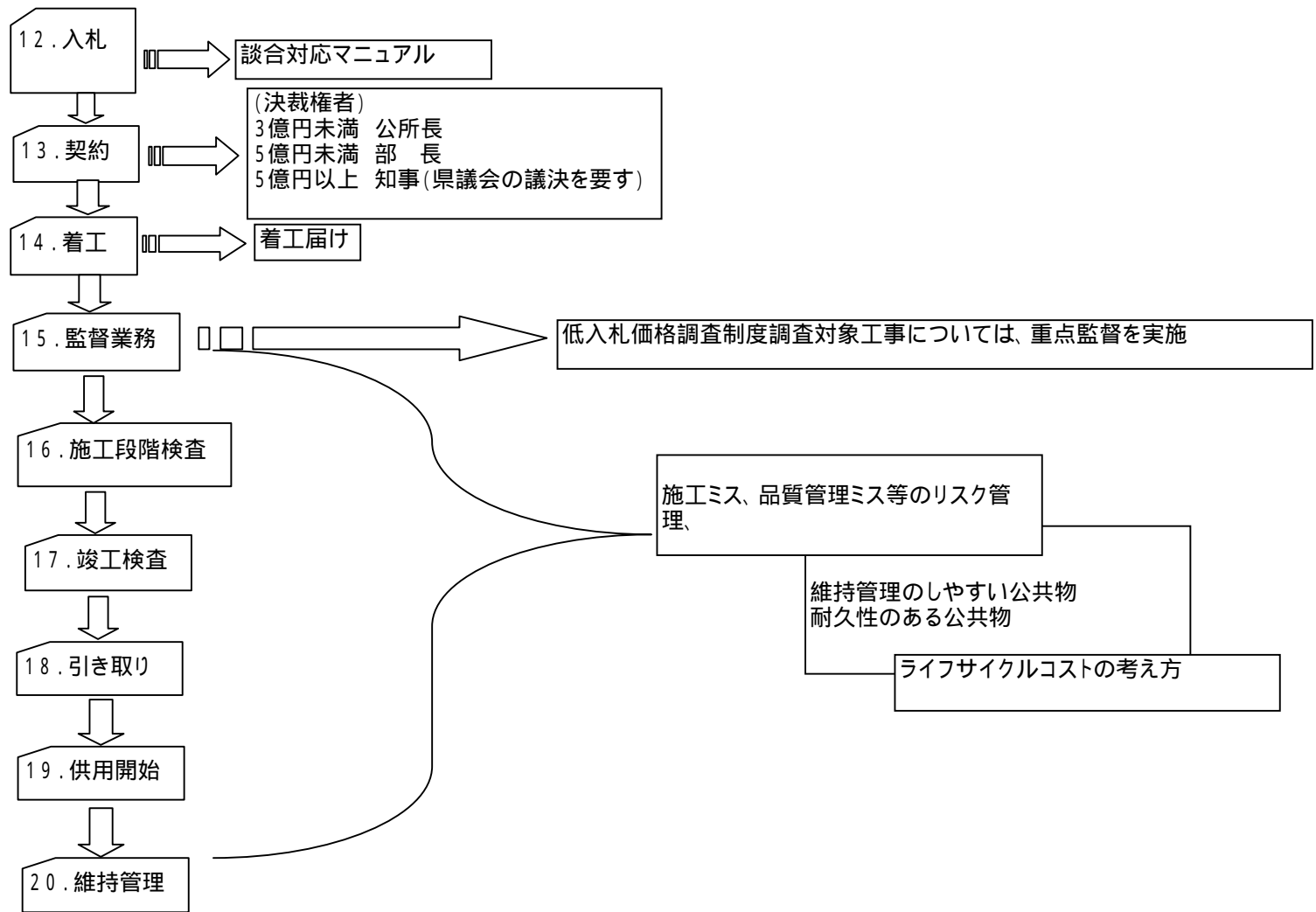
福島県の入札制度

公共工事に関わる積算から契約までの事務の流れ	P 1 ~ P 3
福島県の入札制度	P 4 ~ P 6
入札制度のメリット・デメリット	P 7
入札参加者等の選定方法	P 8 ~ P 9
工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査 及び指名等に関する要綱等	P 10 ~ P 16
工事費の積算について	P 17 ~ P 18
談合情報への対応	P 19 ~ P 24
福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（抜粋）	P 25

公共工事に関わる積算から契約までの事務の流れ



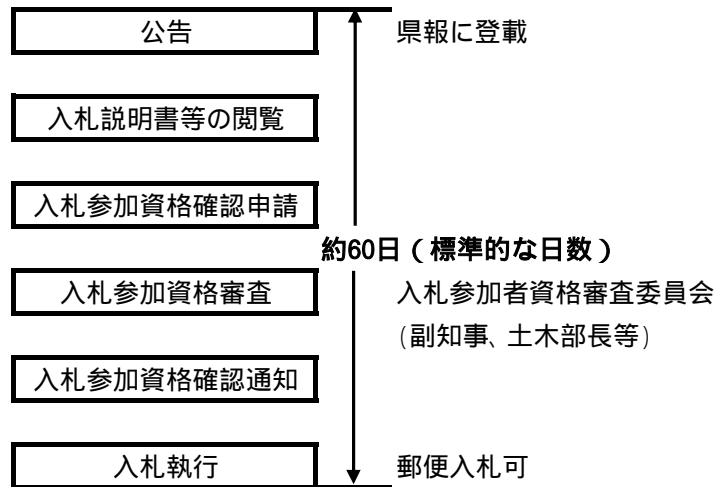




【福島県の入札制度】

一般競争入札

24.1億円以上(平成18年4月1日～)の建設工事について、工事の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。



予定価格: 事前公表

低入札価格調査制度

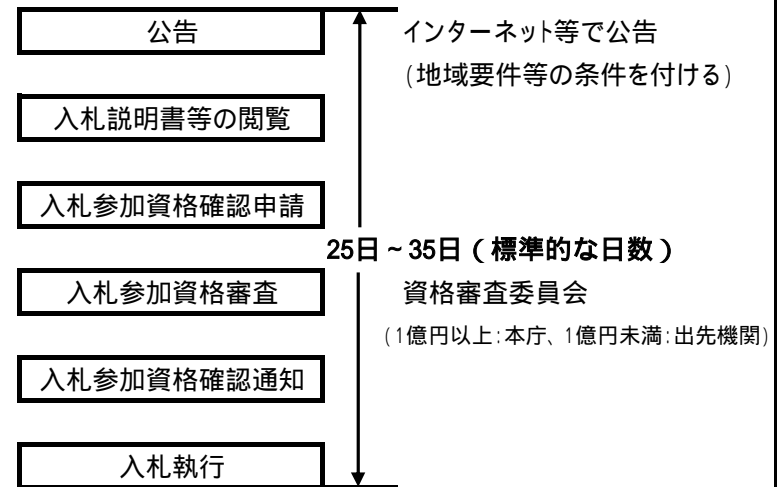
入札参加数に制限無し

対象工事: 24.1億円以上(WTO対象)

- ・H15 こまちダム建設(本体)工事 2,362,500千円
- ・H14 滝川ダム本体工事 10,794,000千円
- ・H12 木戸ダム建設(本体)工事 20,632,500千円

条件付き一般競争入札

有資格業者名簿の格付け等級・評点、同種・類似工事の実績、地域要件などの条件を付して公告し、資格を確認された者により入札を行う。



予定価格: 事前公表

最低制限価格(入札時VEを除く)

入札参加数に制限無し

農林水産部・土木部で試行的に実施(H15.5～)

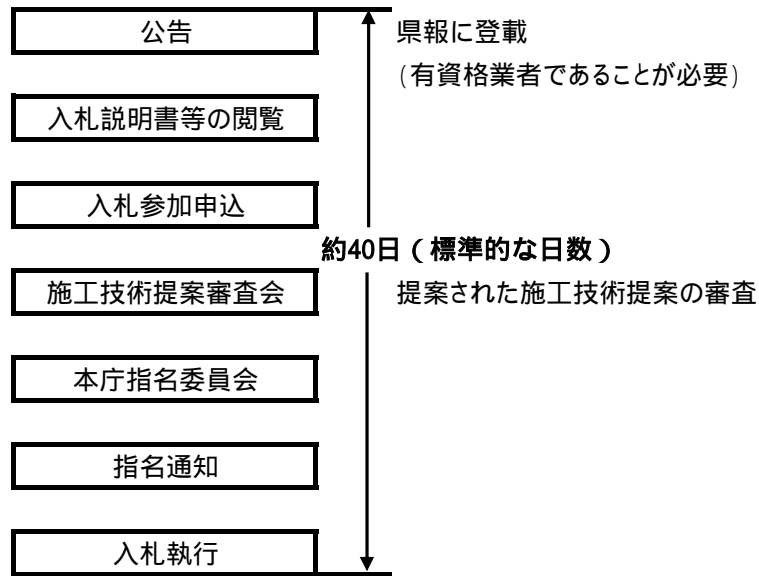
対象工事: 3千万円以上の橋梁上部工事

- 3千万円以上の一般土木工事等から抽出
 試行実績 H15 29件、H16 46件、H17 83件、H18(予定104件)

【福島県の入札制度】

公募型指名競争入札

15億円以上24.1億円未満(平成18年4月1日～)の建設工事について、入札参加者を公募し、希望者から、たとえば工事期間を短縮する方法などの施工するうえでの技術の提案等を求めこれを評価のうえ指名する。



対象工事: 15億以上24.1億円未満

予定価格: 事前公表

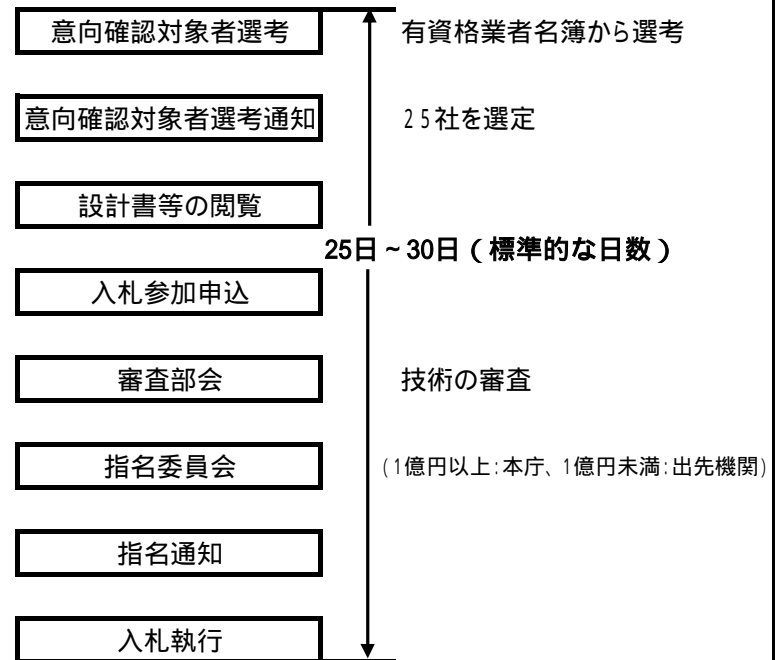
最低制限価格(入札時VEを除く)

指名業者数15社(JV)

- ・H17 会津学鳳(高等学校等建築工事、管理・体育館棟建築) 2件
- ・H16 平養護学校改築工事 1件、・H15農業研究センター 2件

技術評価型意向確認方式指名競争入札

25社をあらかじめ選定し、受注の意向を確認しながら併せて簡易な技術資料を求めこれを評価のうえ、金額に応じて11社または15社を指名する。



対象工事: 1億以上15億円未満(一般土木の場合)

予定価格: 事前公表

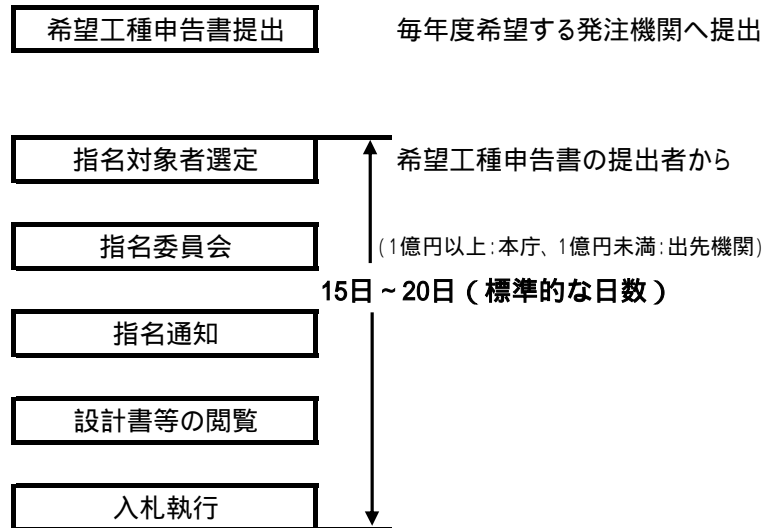
最低制限価格(入札時VEを除く)

指名業者数11社(5千万～1億)または15社(1億以上)

【福島県の入札制度】

希望工種反映型指名競争入札

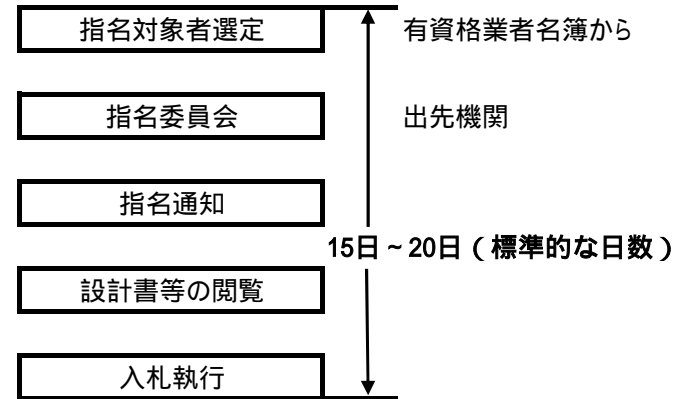
県が対象工事を施工できると認められる資格を満たした業者から、道路工事など自分が得意とする希望工種と併せて施工実績、技術力等を記載した申請書等を発注者に対して毎年度申告してもらい、発注者が、申告のあった者の中から希望工種等を考慮し指名する。



対象工事: 5千万円以上1億円未満(一般土木の場合)
 5千万円から2億円(建築工事の場合)
 予定価格: 事前公表
 最低制限価格(入札時VEを除く)
 指名業者数 11社(5千万～1億)または15社(1億以上)

指名競争入札

5千万円未満の建設工事については、通常の指名競争入札方式。



対象工事: 5千万円未満
 予定価格: 事前公表
 最低制限価格(入札時VEを除く)
 指名業者数 : 10社(1千万～5千万)または9社(1千万未満)

入札制度のメリット・デメリット

一般競争入札

一般競争入札は透明性に優れ、発注者の裁量の余地が少ない客観性の高い方式であるが、不良不適格業者の参入を防止しにくく、入札参加者の質を確保することが困難であるという問題点がある。

低入札業者が手抜き工事を行う可能性や、設計変更による増額要求が多発する可能性もある。また、入札参加者多数の場合は、発注者側にとっても入札審査の事務量が増大する上、工事成績を次回の指名に反映させること等により企業に品質確保のインセンティブを与えることが困難であるという難点もある。

指名競争入札

指名競争入札は、一般競争入札に比べて良質な業者を選定し得ると言われるが、客観データのみによって機械的に入札参加業者を指名すると、不良不適格業者が参入しかねないともいわれている。

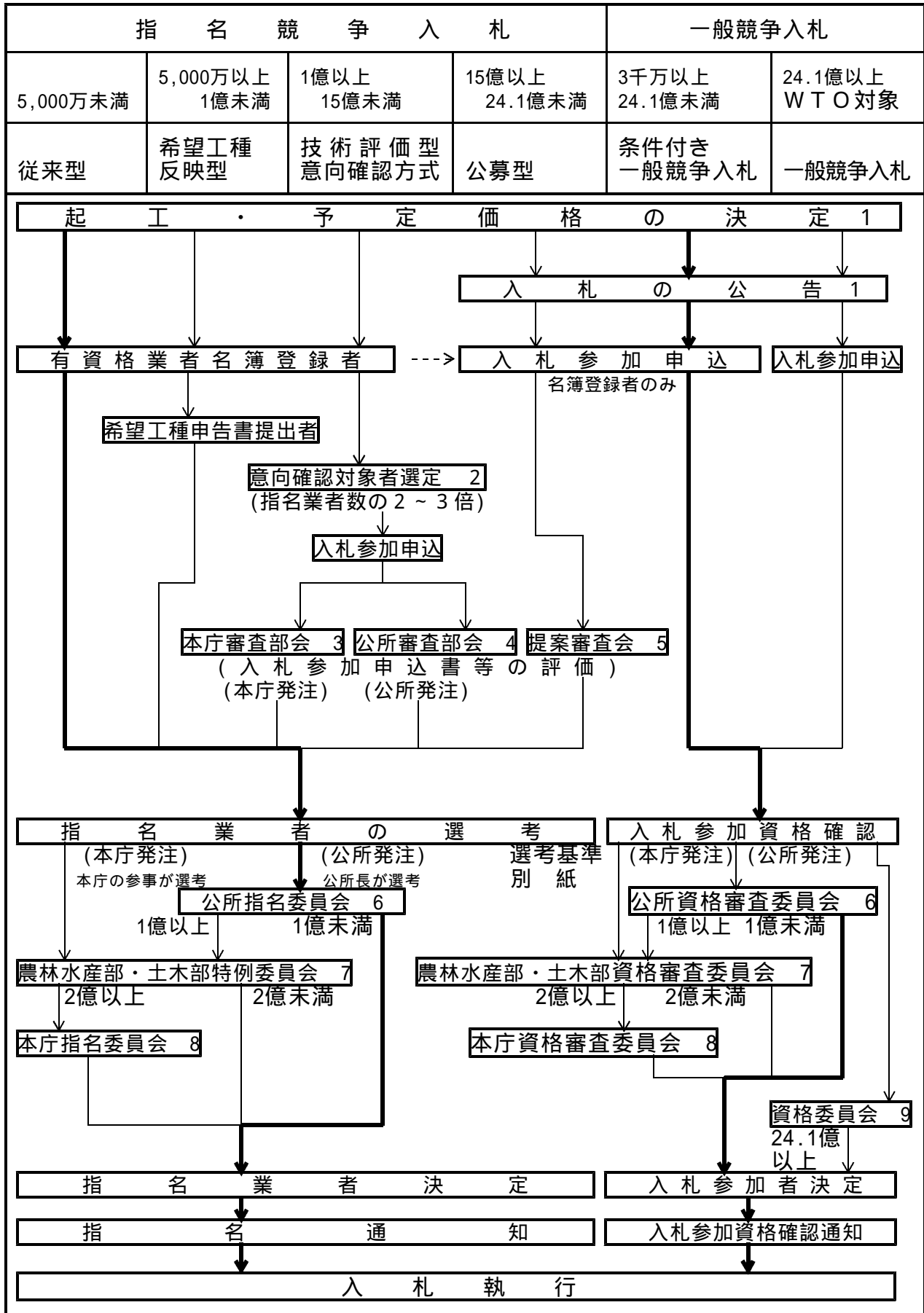
また、業者を指名する基準に発注者の恣意性が入りやすく、入札参加者が限定されることによって談合を誘発しやすいという指摘もある。

比較表

入札方式	効果				メリット	デメリット
一般競争入札	広い ↑	困難 ↑	困難 ↑	困難 ↑	<ul style="list-style-type: none"> ・広範な参加により、競争性が高まり、経済的な価格で発注できる。 ・発注者の恣意性を排除しやすい。 ・入札談合を行いにくくし得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難。 ・入札審査等の事務量が増大する。
公募型指名競争入札	範囲	恣意的運用	排除	インセンティブの付与	<ul style="list-style-type: none"> ・「公募型」は、公告後に過去の工事实績や配置予定の技術者等の簡単な技術資料の提出を求め、その技術資料により指名を行う。 	
指名競争入札					<ul style="list-style-type: none"> ・良質な業者を選定することにより、質の高い工事を確保し得る。 ・次回の指名を目標に、よりよい品質確保のインセンティブを業者に与える。 ・入札審査等の業務が低減できる。 	
	狭い ↓	容易 ↓	容易 ↓	容易 ↓		<ul style="list-style-type: none"> ・業者を指名する過程で恣意的な運用をする恐れがある。 ・指名により入札参加者が限定されると談合を誘発しやすい。 ・優良だが当該発注者に対する実績がない業者が参加機会を得にくくなる。

(「公共工事における入札・契約方式の課題」大野泰資(会計検査院特別調査職))
(発注者責任研究懇談会「中間とりまとめ」)による

入札参加者等の選定方法



1 契約権者が決定する。

公所長	部長	知事
3億円まで	5億円まで	5億以上

2 工事執行権者が選考する。

本庁グループ参事、公所長の場合は事前に本庁グループ参事と協議

3 本庁審査部会

会長：土木部土木総務領域建設行政G主幹

委員：土木部各G主幹（業務担当）のうちから、あらかじめ土木部長が指名する者

4 公所審査部会

会長：公所の業務担当部長のうち、あらかじめ公所長が指名する者

委員：公所のG課長のうち、あらかじめ公所長が指名する者

5 提案審査会

会長：本庁グループ参事（土木部に委託する工事は営繕グループ参事）

委員：施工技術提案に対する的確な意見を提言できると認められる職員の中から、
会長が指名する者

6 公所指名委員会（公所資格審査委員会）

・農林事務所

会長：公所長

委員：次長（企画部部長）、企画部副部長、総務グループ課長、農村整備部長、
農村整備部副部長、森林林業部長、森林林業部副部長

・建設事務所

会長：公所長

委員：次長、部長、総務グループ課長、工事担当グループ課長、工事担当土木事務
所長、工事担当土木事務所業務グループ課長

7 農林水産部・土木部特例委員会（農林水産部・土木部資格審査委員会）

・農林水産部特例委員会（農林水産部資格審査委員会）

会長：農林水産部長

委員：技監、政策監、各領域総括参事、総務予算グループ参事、農村計画グループ
参事、農村環境整備グループ参事、農業基盤整備グループ参事、森林計画グ
ループ参事、林道整備グループ参事、治山対策グループ参事、農林検査グ
ループ参事

・土木部特例委員会（土木部資格審査委員会）

会長：土木部長

委員：技監、政策監、土木部参事、各領域総括参事、各領域筆頭グループ参事、
建設行政グループ参事、部主幹

8 本庁指名委員会（本庁資格審査委員会）

会長：副知事

委員：農林水産部：農林水産部長、技監、政策監、農村整備領域総括参事、
森林林業領域総括参事、農林検査グループ参事

土 木 部：土木部長、技監、政策監、各領域総括参事、建設行政グループ
参事

9 資格委員会

会長：副知事

委員：総務部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、教育庁政策監、
県警警務部長

工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の 資格審査及び指名等に関する要綱（抜粋）

（制定昭和52年6月28日総務部長依命通達 平成16年3月16日最終改正）

（指名基準）

第9条 指名競争入札に参加する者を選考し又は決定する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 有資格業者名簿に登録されている者のうち、設計価格が発注の標準となる工事等の設計金額に対応する等級に属する者のうちから指名する。ただし、必要がある場合は、別に定める入札参加可能範囲の範囲内における上位又は下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

(2) 災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する工事等、特定の機械又は技術を必要とする工事等その他特に必要と認められる工事等については、前号の規定にかかわらず、有資格業者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。

(3) 前2号の規定に基づいて指名競争入札に参加する者を選考し又は決定しようとするときは、次に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

ア 県告示第59号の第4及び第5に規定する審査基準日(以下「審査基準日」という。)以降における経営状況

イ 審査基準日以降における工事成績

ウ 当該工事等に対する地域的条件

エ 手持工事等の状況

オ 当該工事等施工についての技術的適正

カ 審査基準日以降における安全管理の状況

キ 審査基準日以降における労働福祉の状況

（指名選考内申）

第10条 工事等執行権者は、工事等の起工が決定した場合において、当該工事等の設計価格が250万円（測量、設計及び調査にあっては100万円）を超える場合は、前条に規定する指名基準に基づき、指名競争入札に参加させようとする者を選考し、工事等執行権者が本庁のグループ参事であるときは、工事等請負業者本庁指名選考内申書（第3号様式）を当該工事等の予算を主管するグループ参事を経て建設行政グループ参事に、工事等執行権者が公所長であるときは、工事等請負業者公所指名選考内申書（第4号様式）を第8条第3項各号の区分に基づき指名選考を内申すべき公所委員会が所属する公所の総務グループ課長(以下「総務グループ課長」という。)に送付しなければならない。

2 前項の工事等執行権者が公所長で、かつ、当該工事等の設計価格が1億円以上である場合において、第11条第1項の規定に基づく公所指名委員会の審議を経、同条第2項の規定に基づく総務グループ課長からの通知を受けたときは、当該公所長は、工事等請負業者本庁指名選考内申書（第5号様式）を作成し、本庁の当該工事等を所掌するグループ参事及び当該工事等の予算を主管するグループ参事を経て、建設行政グループ参事に送付しなければならない。この場合において、当該工事等を所掌するグループ参事はその内容について審査し、意見を付するものとする。

工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査 及び指名等に関する要綱に基づく基準等（抜粋）

（制定 昭和52年6月28日総務部長依命通達・平成17年2月24日最終改正）

工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名に関する要綱第4条第2項第2号及び第3項、第9条第1号並びに第13条第1項に規定する等級別格付基準、発注の標準となる工事等の設計金額及び入札参加可能範囲並びに指名停止基準をそれぞれ次のとおり定める。

第1 等級別格付基準

1 格付けは、一般土木工事にあつては、S、A、B、及びCの4等級に、建築工事にあつてはA、B、C及びDの4等級に舗装工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事にあつては、A、B及びCの3等級に分けて行う。

2 前項の格付けは、客観的事項及び主観的事項について次の方法により客観点及び主観点を算出し、これを合計した総合点を等級別に定めた基準数値に対応させて行う。

(1) 客観的事項

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）」で定めるところの例により客観点を付与する。

(2) 主観的事項

ア 工事成績

県告示第59号の第4に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）の直前4年間に発注した県工事の工事種別ごとの工事成績について860点からマイナス1300点の範囲内でそれぞれ主観点を付与する。

イ 工事施工の状況

県告示第59号の第4の第1号の(1)に規定する年間平均完成工事高について、工事種別ごとの下請発注比率が50%以上の場合は、0点からマイナス40点の範囲内でそれぞれ主観点を付与する。

ウ 優良工事の有無

審査基準日の直前2年間に於いて優良工事を施工した場合は、当該工事の工事種別ごとに次の基準によりそれぞれ主観点を付与する。

(ア) 優良工事の表彰を受けた場合 1件につき20点（ただし2件までとする。）

(イ) 福島県優良工事表彰審査委員会における審査に合格した工事（表彰を受けた工事を除く。）を2箇所以上施工した場合 20点

ただし、(ア)で付点された場合(イ)では付点しないものとする。

エ 国際標準化機構で定める規格ISO9000シリーズ又は14000シリーズの認証の取得の有無

審査基準日において認証を取得している場合は、次の基準により主観点を付与する。

ISO9001又は9002の認証を取得している者 10点

ISO14001の認証を取得している者 10点

オ 建設業法に基づく処分の有無

審査基準日の直前2年間において建設業法の規定に基づく行政処分を受けた場合は、次の基準により主観点を付与する。

建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けた者 - 10点

建設業法第28条の規定に基づく営業の停止を受けた者

営業停止期間

1月未満 - 20点

1月以上3月未満 - 30点

3月以上6月未満 - 40点

6月以上 - 50点

カ 資格の認定の取消しの有無

審査基準日の直前2年間において県告示第59号の第3の規定の基づく資格の認定の取消しを受けた場合は、マイナス50点の主観点を付与する。

ただし、当該資格以外の工事種別については、マイナス25点の主観点を付与する。

キ 指名停止の有無

審査基準日の直前2年間において工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第13条の規定に基づく指名停止を受けた場合は、次の基準により主観点を付与する。

指名停止期間

1月未満 - 10点

1月以上2月未満 - 20点

2月以上3月未満 - 30点

3月以上6月未満 - 40点

6月以上 - 50点

ク 指名回避の有無

審査基準日の直前2年間において福島県建設工事等暴力団対策措置要綱第2条の規定に基づく指名回避を受けた場合は、次の基準により主観点を付与する。

指名回避期間

1月以上3月未満 - 30点

3月以上6月未満 - 40点

6月以上 - 50点

3 県外に主たる営業所を有する者については、客観点のみにより格付けを行う。

4 共同企業体については、次の方法により格付けするものとする。

(1) 客観的事項審査の特例

ア 経営規模

直前営業年度終了日の直前2年間又は直前3年間の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数は、各構成員の和とする。

イ 経営状況

各構成員の経営状況に係る評点の平均値とする。

ウ 技術力

各構成員の技術職員数値の和とする。

エ その他の審査項目（社会性等）

各構成員のその他の審査項目に係る評点の平均値とする。

(2) 主観的事項審査の特例

ア 工事成績

企業体としての実績がない場合には、各構成員の平均値とする。

イ 工事施工の状況

各構成員の数値の平均値とする。

ウ 建設業法に基づく処分の有無、資格の認定の取消しの有無、指名停止の有無及び指名回避の有無

各構成員の数値の和とする。

第2 発注の標準となる工事等の設計金額

単位：円

業種 等級	土木工事	舗装工事	建築工事	電気設備工事・暖 冷房衛生設備工事
S	2億以上			
A	5,000万以上 2億未満	2,000万以上	5,000万以上	1,000万以上
B	1,000万以上 5,000万未満	300万以上 2,000万未満	1,000万以上 5,000万未満	300万以上 1,000万未満
C	1,000万未満	300万未満	300万以上 1,000万未満	300万未満
D			300万未満	

第3 入札参加可能範囲

(1) 土木工事

区分	2億以上	5,000万以上 2億未満	3,000万以上 5,000万未満	1,000万以上 3,000万未満	1,000万未満
S	S	S	S		
A		A	A	A	
B			B	B	B
C					C

(2) 舗装工事

区分	2,000 万以上	300 万以上 2,000 万未満	300 万未満
A	A	A	
B		B	B
C			C

(3) 建築工事

区分	5,000 万以上	1,000 万以上 5,000 万未満	300 万以上 1,000 万未満	300 万未満
A	A	A		
B		B	B	
C			C	C
D				D

(4) 電気設備工事・暖冷房衛生設備工事

区分	1,000 万以上	300 万以上 1,000 万未満	300 万未満
A	A	A	
B		B	B
C			C

(注) 表 (1) ~ (4) については、次の事項の適用があるものとする。

1 次の要件のすべてを満たす場合には、下位等級業者を直近の上位等級工事に指名することができる。

(1) その者の基準点数に 20 % を加算して得た数値が、直近上位の基準点数に達すること。

(2) 工事成績点が良好であること。

(3) 上位にわたる者の数が、指名総数の 2 分の 1 を超えないこと。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、上位等級業者を下位等級工事に指名することができる。ただし、(1) のイ本文、(4) 及び (5) の場合にはその数は指名総数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(1) 災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 2 条第 2 項に規定する「災害復旧事業」に係る工事をいう。）

ア 災害応急工事等緊急を要する工事

イ 応急工事以外の災害復旧工事で入札参加可能範囲内の業者だけでは対応できない場合

この場合において、入札参加可能範囲は、S 等級の業者にあつては設計金額 1,000 万円以上、A 及び B 等級の業者にあつては設計金額 500 万円以上とする。ただし、大規模災害による災害復旧工事で、上記によりがたい場合には、各工事等執行権者は、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第 1 2 条に規定する本庁指名委員会に別途協議するものとする。

(2) 大規模工事の一部施工に係る工事

(3) 特別の設備又は技術を必要とする工事

(4) 特別の事情により、指名対象業者の所在地が限定され、その地域内に入札参加可能範囲内の業者が不足又はいない場合

(5) 建築物に係る補修工事（附帯する設備工事を含む。）

3 新規業者（前年度において指名実績のない者）を指名する場合には、原則として設計金額 1,000 万円以下の工事を対象とする。

等級格付別県内業者数（平成17・18年度有資格業者名簿 基本受付分）

	一般土木工事	舗装工事	建築工事	電気設備工事	暖冷房 衛生設備工事
S	42 (188)				
A	231	117	126	64	84
B	312	171	178	70	230
C	663	572	195	108	159
D			331		
計	1248	860	830	242	473

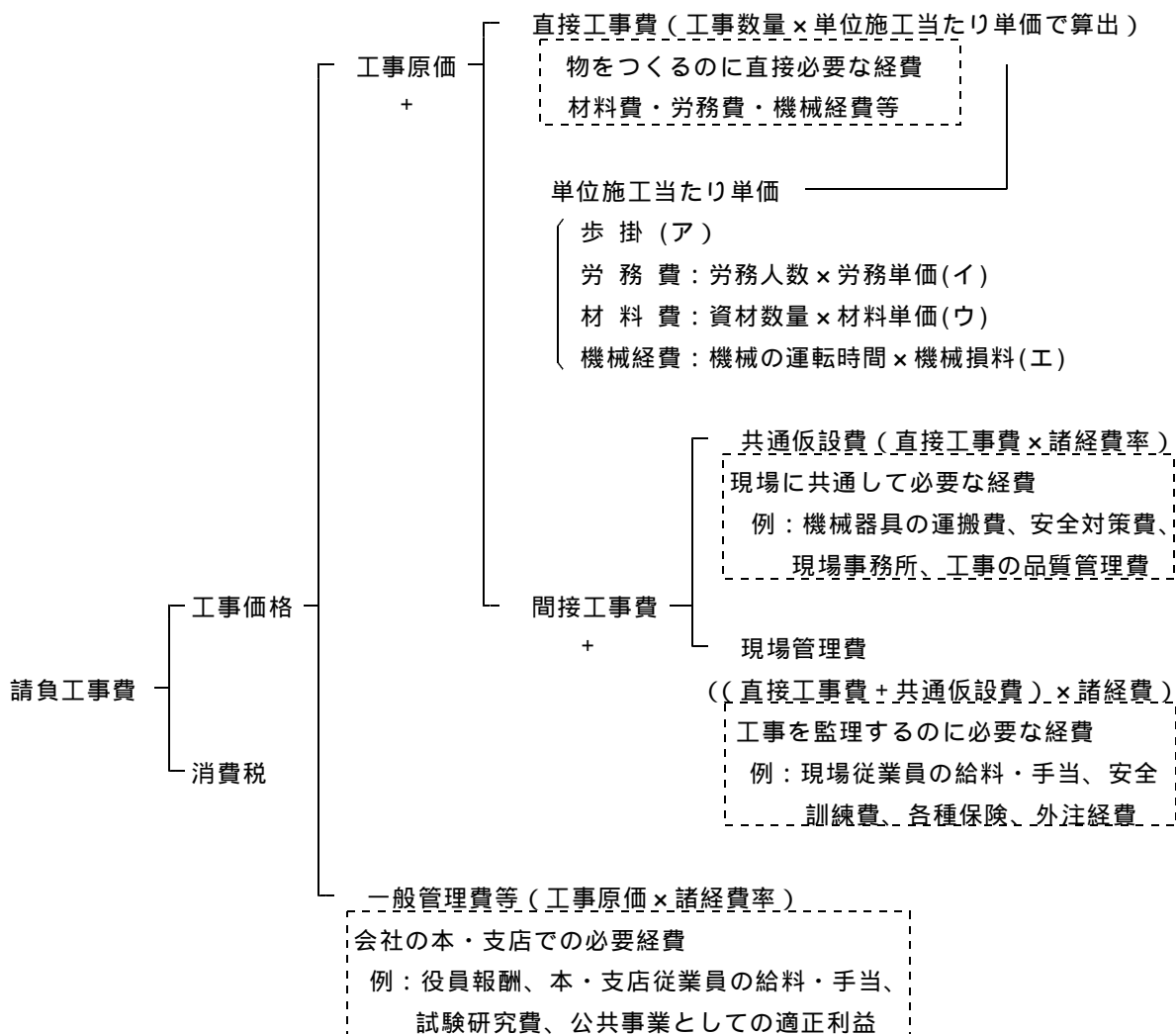
一般土木工事における（ ）内は、基準点数に20%を加算した数値が直近上位の基準点数に達するものを考慮した数値

工事費の積算について

1 積算について

工事を発注するにあたり、工事業者を決定するための入札に必要な予定価格の根拠となる標準的な請負に付する工事の費用を算出することを積算といい、国土交通省が全国の実態調査を基に作成した標準積算基準に基づき積算される。標準積算基準とは、積算の考え方、手法、標準的な歩掛、諸経費などを統一したもの。

請負に付する工事費は、直接工事費と諸経費（ ， ， ）の合計で算出されるが、標準積算基準による積算体系は以下のとおり。

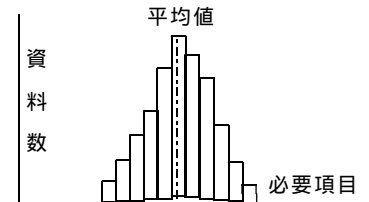


2 直接工事費の積算について

- 直接工事費は、物をつくるための様々な工種の費用の合計。
例： 道路工事 = 土工 + 擁壁工 + 排水工 + 舗装工 + 防護柵工 + 標識工
- 各工種ごとの施工費は以下により計算される。
工種別施工費 = 工事数量 × 単位施工当たり単価
例： (舗装費) = (舗装面積 m²) × (m²当たり施工単価)
- 工事数量は、発注単位ごとに図面等からその工事に必要な数量を工種別に算出する。
- 単位施工当たり単価は、材料費、労務費、機械経費から成り、各々の数量を定めたものを歩掛という。
- 対象となる工種における歩掛の適用に当たっては、現場の条件や作業の効率、経済性等を総合的に判断し、的確に決定する。

(ア)標準歩掛

歩掛は、国土交通省、農林水産省、各都道府県等が共同で全国の現場の実態調査を基に作成。最頻値をもって標準的な数値としたものを全国共通の標準歩掛としている。



- 【モニタリング調査】 ... 毎年、標準歩掛と施工実態に差異がないかのモニタリング調査を実施。
- 【施工合理化調査】 ... モニタリング調査によって標準歩掛と実態に乖離があった場合は、その都度、施工合理化調査により見直される。

(平成 18 年度 モニタリング調査 168 工種、見直しのための施工合理化調査 14 工種)

(イ)労務単価

毎年、各都道府県ごとに国と都道府県等が共同で建設労働者の賃金実態を調査して労務単価を決定。

- 【公共事業労務費調査】 ... 労働基準法に基づく賃金台帳と照査する方法で労務賃金を調査。

(ウ)資材単価

資材単価は地方によってばらつきがあるため、各都道府県単位に市場価格の実態調査により最頻値を県内の決定単価としている。主要資材（コンクリート、アスファルト、骨材等）の単価については東北地方整備局、東北農政局と福島県が共同調査し、県内でも更に細かいエリアに分けて単価を設定。

- 【資材価格決定調査】 ... 物価調査機関に委託して市場価格を調査。前月との差が 5 % を超えた場合にその都度見直される。

(エ)機械損料

施工者が保有する建設機械の基礎価格、標準使用年数、標準使用時間等から機械の 1 日当たり損料を全国統一して定めたもの（但し、豪雪地域においては補正有り）。

- 【承認統計調査】 ... 総務省が実施し、この調査結果を基に隔年毎に建設機械等損料見直しを行っている。

3 間接工事費の積算について

- ・ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、直接工事費、純工事費（直接工事費 + 共通仮設費）、工事原価に各々の諸経費率を乗じて算出している。
- ・ 諸経費率についても実態調査による標準的な経費によりその率を設定しており、対象額に応じた率は全国共通となっている。

- 【間接工事等諸経費動向調査】 ... 現場で必要な経費の調査を行う国の実態調査。

- 【財務諸表による実態調査】 ... 一般管理費等については個々の工事からは求めることが出来ないため、企業の財務諸表に基づいた国の実態調査から決定している。

以上のように、公共工事の積算については、歩掛、単価、諸経費率とも実態調査に基づいているため、標準積算基準及び土木事業単価表等に基づいて算出される工事費は、全国的にみて標準的な価格であり、なおかつ、資材や労務単価など地域の市況実態を反映したものとして算出されている。

土木工事の積算構成

積算書

工種	施工内容	数量	単位	単価	金額
本工事費(道路工)					
土工					1,546,500
切土	ブルドーザ掘削	1,000.0	m3	243	243,000
	バックホウ床掘	300.0	m3	174	52,200
盛土	ブルドーザ敷均締固	500.0	m3	266	133,000
	埋戻工	100.0	m3	1,152	115,200
捨土	バックホウ積込	700.0	m3	169	118,300
	ダンプトラック運搬	700.0	m3	1,264	884,800
擁壁工					14,925,455
	基礎砕石	394.0	m2	1,013	399,122
	型枠	1,116.0	m2	5,088	5,678,208
	コンクリート打設	562.5	m3	15,730	8,848,125
排水工					4,130,496
	基礎砕石	192.0	m2	1,013	194,496
	U型側溝工	320.0	m	12,300	3,936,000
舗装工					12,303,000
	下層路盤工	3,000.0	m2	878	2,634,000
	上層路盤工	3,000.0	m2	753	2,259,000
	基層工	3,000.0	m2	1,216	3,648,000
	表層工	3,000.0	m2	1,254	3,762,000
防護柵工					1,125,000
	ガードレール工	250.0	m	4,500	1,125,000
標識工					437,500
	路側標識工	5.0	基	87,500	437,500
直接工事費計					34,467,951
	共通仮設費	13.34	%	34,467,951	4,598,024
純工事費					39,065,975
	現場管理費	22.56	%	39,065,975	8,813,283
工事原価					47,879,258
	一般管理費等	11.85	%	47,879,258	5,673,692
工事価格(まるめ)					53,552,950
	消費税相当額	5	%	53,552,950	2,677,600
工事費計					56,229,600

【工種毎の施工単価】

$$(\text{工種別施工費}) = (\text{工事数量}) \times (\text{単位施工当たり単価})$$

図面等から算出

【単位施工当たり単価】

$$\begin{matrix} \text{歩掛} & & \text{単価} \\ \left[\begin{matrix} \text{労務費} & (\text{労務人数}) & \times & (\text{労務単価}) \\ \text{材料費} & (\text{資材数量}) & \times & (\text{資材単価}) \\ \text{機械経費} & (\text{機械の運転時間}) & \times & (\text{機械損料}) \end{matrix} \right. \end{matrix}$$

単位施工当たり単価の算出例

工種；コンクリート工歩掛 (100m²当たり)

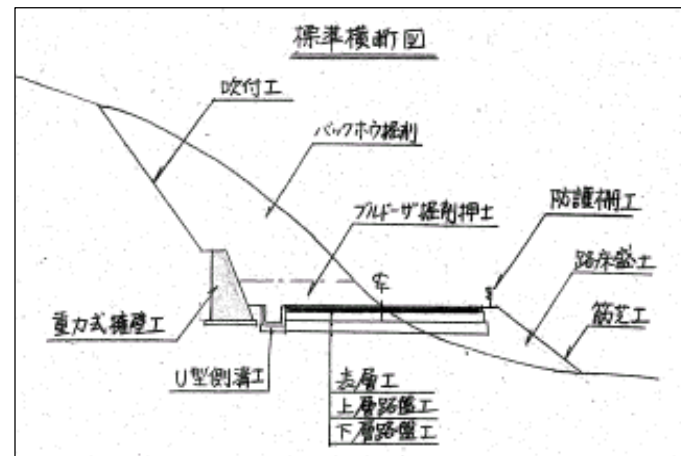
名称	数量	単位	単価	金額
世話役	0.57	人	17,900	10,203
特殊作業員	0.79	人	15,500	12,245
普通作業員	1.25	人	11,800	14,750
生コンクリート	10.4	m3	10,900	113,360
養生工	10	m3	414	4,140
諸雑費	7	%	37,198	2,603
計(10m3)				157,301
1m3当たり単価				15,730

労務単価
資材単価

工種；舗装工(基層工)歩掛 (100m²当たり)

名称	数量	単位	単価	金額
世話役	0.04	人	17,900	716
特殊作業員	0.13	人	15,500	2,015
普通作業員	0.26	人	11,800	3,068
アスファルト合材	12.57	t	8,200	103,074
アスファルト乳剤	43	リットル	59	2,537
アスファルトフィニッシュ運転	0.04	日	92,380	3,695
マガド-ラ運転	0.04	日	38,740	1,549
タイヤ-ラ運転	0.04	日	38,030	1,521
砂散布費	9	%	12,564	1,130
諸雑費	19	%	12,564	2,387
計(100m ²)				121,692
1m2当たり単価				1,216

労務単価
資材単価
機械経費



コンクリート養生工の歩掛

名称	数量	単位	単価	金額
普通作業員	0.3	人	11,800	3,540
諸雑費	17	%	3,540	601
計(10m3)				4,141
1m3当たり				414

労務単価

アスファルトフィニッシュ運転費歩掛 (日当たり)

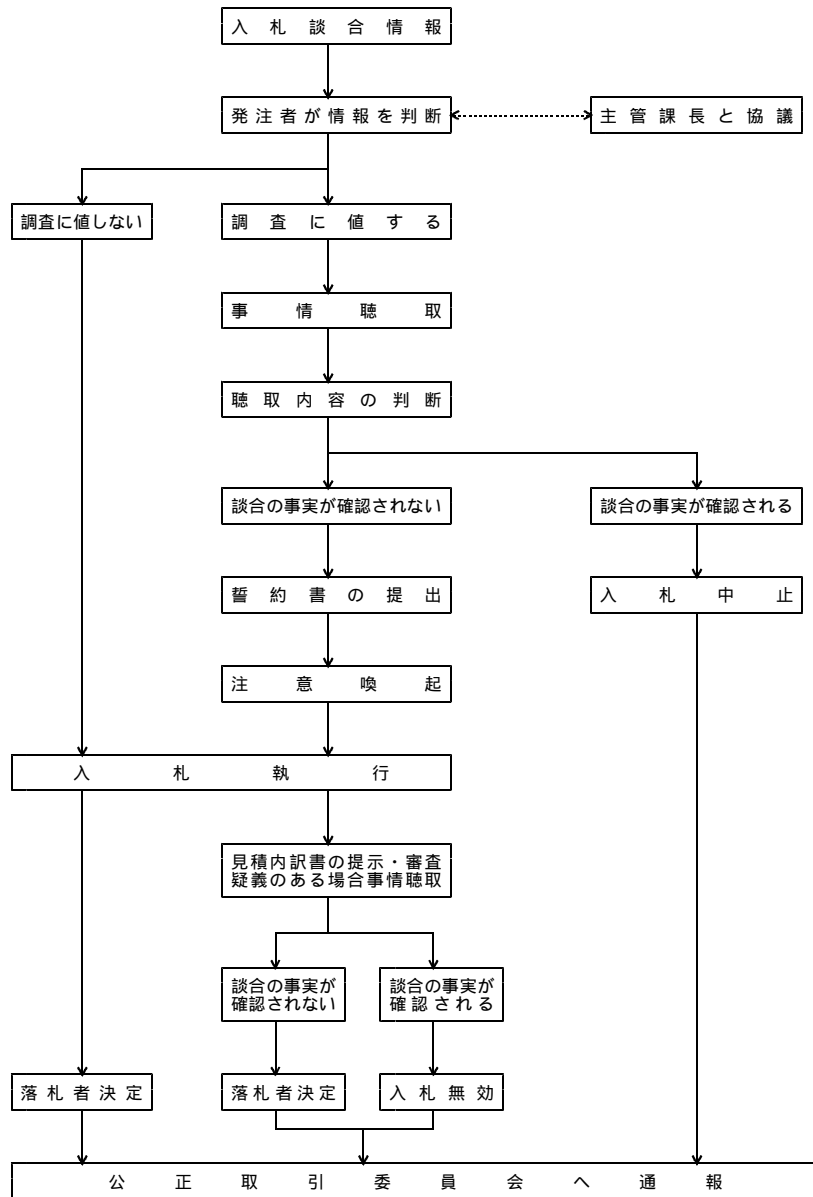
名称	数量	単位	単価	金額
運転手	1	人	14,600	14,600
軽油	65	リットル	98	6,370
機械損料	1.75	日	40,800	71,400
諸雑費	1	式		10
1日当たり				92,380

労務単価
資材単価
機械損料

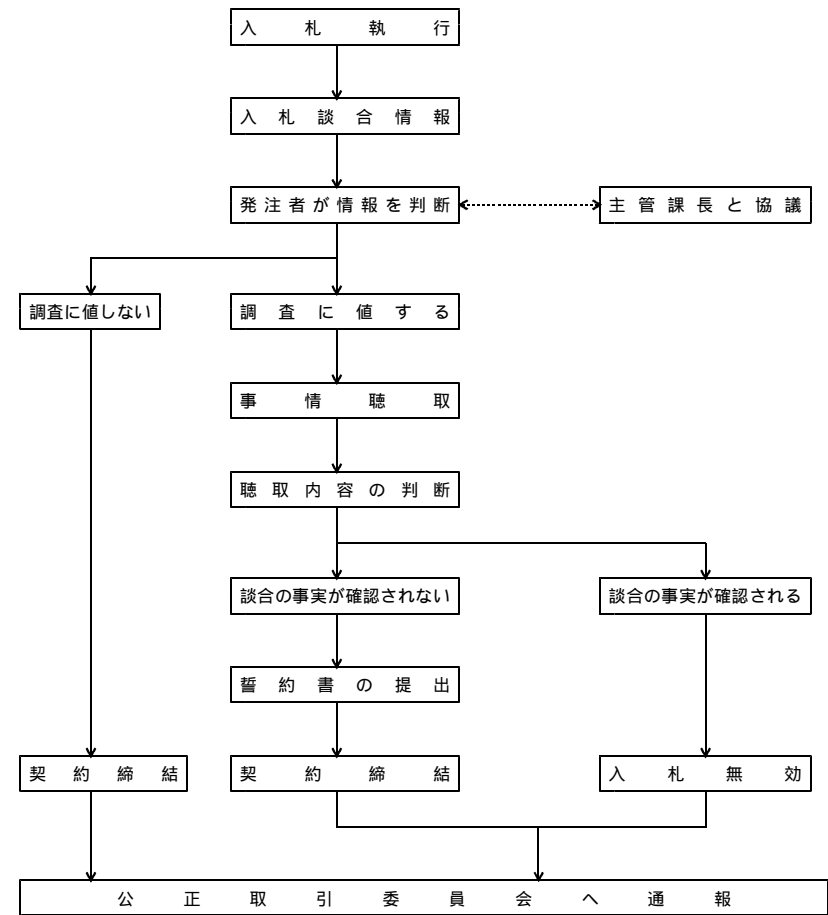
上記各工種毎の費用の合計

談合情報対応フロー図

1 入札執行前



2 入札執行後



福島県談合情報処理要領

第1 目的

この要領は、県が発注する工事又は製造の請負契約（工事又は製造に付帯して行われる調査、測量及び設計業務委託契約並びに工事用材料の購入契約を含む。以下「工事等」という。）の競争入札について、入札談合に関する情報があつた場合の対応について定める。

第2 対応方法

1 情報の確認、調書の作成

(1) 発注者が情報を受けた場合

当該工事等を所管する発注者（当該工事等が本庁契約の場合は本庁のグループ参事、当該工事が公所契約の場合は公所長をいう。以下「発注者」という。）は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに当該工事等を所管する予算主管グループ参事（土木部にあつては建設行政グループ参事。以下「主管グループ参事」という。）及び当該工事等を所管する事業主務グループ参事（以下「主務グループ参事」という。）へ電話等により通報するとともに、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し主務グループ参事を經由して主管グループ参事へ送付するものとする。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(2) 主務グループ参事が情報を受けた場合

主務グループ参事は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに当該工事等を所管する発注者及び主管グループ参事へ電話等により通報するとともに、速やかに談合情報報告書を作成し発注者及び主管グループ参事へ送付するものとする。

情報提供者が報道機関である場合については、(1)と同様とする。

(3) 主管グループ参事が情報を受けた場合

主管グループ参事は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに当該工事等を所管する発注者及び主務グループ参事へ電話等により通報するとともに、速やかに談合情報報告書を作成し発注者及び主務グループ参事へ送付するものとする。

情報提供者が報道機関である場合については、(1)と同様とする。

2 通報

主管グループ参事は、第2の1により得た情報を談合情報報告書により建設行政グループ参事へ通報するものとする。

3 対応の判断基準

発注者は、情報提供者の氏名等が明らかであるか否かにかかわらず、具体的な工事等名及び落札予定業者名を含む情報で、かつ、次のいずれかの事項を含む場合には、第3の具体的な対応をするものとする。

(1) 設計金額に極めて近い落札予定金額

(2) 談合に関与した業者名

- (3) 談合が行われた日及び場所並びに談合の方法
- (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

4 主管グループ参事への協議

発注者は、第2の3により具体的な対応をすることがどうか判断するが、判断が困難な場合に限り主管グループ参事と協議するものとする。

5 公正取引委員会への通報

- (1) 第2の3の規準に基づき第3の具体的な対応をすることとした情報（以下「談合情報」という。）については、第3の手続終了後、公正取引委員会へ通知するものとする。
- (2) 具体的な対応をしない情報についても、公正取引委員会に情報提供するものとする。この場合、提供の方法は第3の1の(4)に準じるものとする。

6 報道機関に対する対応

工事等の競争入札の談合に関する情報について、報道機関から入札執行に対する県の対応及び入札結果等について説明を求められたときは、原則として発注者又は主管グループ参事（不在の場合は、主幹・次長等の上席者）がこれに対応するものとする。

第3 具体的な対応

談合情報については、次のとおり対応するものとする。

1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合

(1) 事情聴取

ア 発注者は、談合情報を入手した工事等の競争入札に参加しようとする者全員に対し事情聴取を行うものとする。

ただし、当該競争入札が一般競争入札である場合にあっては、当該入札に参加するため入札日に入札会場に参集した者全員を対象とするものとする。

イ 事情聴取は、入札執行前に行うものとする。入札執行前に行うことが困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるものとする。

ウ 発注者は、事情聴取を行ったときは、事情聴取書（様式第2号）を作成するものとする。

(2) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

発注者は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、入札心得等の規定により、当該入札の執行を中止する。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 発注者は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、当該入札に参加しようとする者から誓約書（様式第3号）を提出させるとともに、第1回目の入札に際し、見積内訳書を提示するよう要請（見積内訳書の提示を求めるとしていない入札についても提示を要請するものとする。）し、入札執行後に明らかに談合の事実があったと認められる時は、入札を無効とする旨の注意を促した後、当該入札を執行するものとする。

イ 見積内訳書の提示を求めるとしていない入札（指名競争入札及び希望工種反映型指名競争入札で執行するもの）について見積内訳書の提示を要請する場合で、当該入札日に提示が困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げることにより対応するものとする。

ウ 当該入札の執行に際して、開札後、落札者決定前に積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員をいう。以下同じ。）が、提出された見積内訳書に談合の形跡がないかを入念に審査し、不明な点がある時は、積算担当者を含む複数の職員が事情聴取をするものとする。

エ 発注者は、見積内訳書を審査した結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札心得等の規定により、当該入札を無効とするものとする。

(4) 公正取引委員会への対応状況の通報

ア 発注者は、談合情報についての対応が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて主管グループ参事に公正取引委員会への通知を依頼するものとする。

(ア) 談合情報報告書の写し

(イ) 事情聴取書の写し

(ウ) 誓約書又は誓約書を提出できない理由書の写し

(エ) 入札執行調書の写し

イ 主管グループ参事は、アにより依頼があったときは、談合情報通知書（様式第4号）にア(ア)から(エ)の書類を添えて公正取引委員会へ通知をするものとする。

なお、公正取引委員会へ通知後速やかに写しを建設行政グループ参事へ送付するものとする。

2 競争入札執行後に談合情報を入手した場合

(1) 契約締結以前の場合

ア 事情聴取

発注者は、談合情報を入手した工事等の競争入札に参加した者全員に対し、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

発注者は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、入札心得等の規定により、当該入札を無効とするものとする。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

発注者は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該入札に参加した者から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約締結するものとする。

エ 公正取引委員会への対応状況の通報

第3の1の(4)と同様とする。

(2) 契約締結後の場合

契約締結後においては、入札結果や契約内容を公表しているため、情報提供者が当該情報をどの時点で取得したものが判断できないので対応はしないものとする。

第4 個別手続の手順等

1 事情聴取の方法

(1) 事情聴取は、発注者及び発注者が指名した職員（本庁にあっては担当主幹・主任主査等、公所にあっては担当部長・グループ課長等）により行うものとする。

(2) 事情聴取は、代表者又は権限のある役員（以下「代表者等」という。）に対し行うものとする。

(3) 事情聴取は、事情聴取の対象者を全員集合させ、あらかじめ事情聴取項目を示した上、別室で1社ずつ個別に行うものとする。

事情聴取項目は、概ね次のとおりとする。

- ア 工事の入札に先立ち、落札業者が決定している事実があるか否か。
- イ 本件工事について、他の業者のものと何らかの打合せ又は話合いをした事実があるか否か。
- ウ 他の業者のものと何らかの打合せ又は話合いをした事実がある場合、その内容。

2 誓約書の提出

- (1) 第3の1の(3)アによる誓約書の取り扱いについて、事情聴取時に別記1の注意事項を読み上げ、入札予定者に対し説明するものとする。
- (2) 誓約書は、当該対象者から自主的に提出させるものとし、誓約書を提出しない場合は、誓約書に代えて誓約書を提出できない理由書(様式任意)を提出させるものとする。

3 注意喚起

第3の1の(3)アにより入札を無効とする旨の注意を促す場合は、別記2の注意事項を読み上げるものとする。

4 見積内訳書の審査等

- (1) 見積内訳書は、第1回目の入札書の提出と同時に提示させるものとする。
- (2) 見積内訳書は、開札後、落札者決定前に確認するものとする。
- (3) 再度入札を行う場合は、見積内訳書確認後、談合の事実があったと認められないことを確認した後に行うものとする。
- (4) 見積内訳書の確認は、談合の事実の有無を確認するためのものであり、見積内容を確認することに主目的があるわけではないため、同一筆跡、同一内容の見積内訳書、細目の工事種別が同一等の確認することで足りるものとする。

5 談合情報が入札日当日に寄せられた場合の対応

談合情報が入札日当日に寄せられた場合の対応は、第3の1を基本とするが、入札日当日に事情聴取を行い入札を執行する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 事情聴取の対象者は第4の1の(2)のとおりであるが、入札日当日代表者でなく委任状を持参した代理人が参加している場合は、代表者等を来所させ、事情聴取を行うものとする。
- (2) 代表者等を来所させる時間的余裕がない場合、あるいは不在等により来所できない場合は、代理人に対し事情聴取を行うことができる。この場合、代理人に対して質問項目を伝え、代表者等に電話で確認させた上、事情聴取書の聴取内容欄に聴取結果を記載するとともに、代理人が確認した相手方の役職及び氏名を付記しておくものとする。
- (3) 事情聴取後、談合の事実が認められなかった場合、誓約書を提出させた後、入札を執行することとなるが、代理人から事情聴取をした場合は、その場で誓約書を提出させることを説明し、代表者印を押した誓約書をファックスで送付させるか、それができない場合は、代表者等に承諾の上、代理人の記名、押印した誓約書(確認した相手方を付記)を提出させて入札を執行するものとする。この場合、誓約書の原本を後日提出させるものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、談合情報の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

別記1（第3の1の(3)、第4の2の(1)関係）

注意事項

事情聴取終了後、談合の事実があったと認められない場合は入札を執行しますが、入札執行前に誓約書を提出していただくことになります。

提出された誓約書等の写しは、公正取引委員会に送付することとなります。

なお、誓約書の提出は任意でありますので、提出しない場合は、誓約書に代えて「誓約書を提出できない理由書」（様式任意）を提出してください。

別記2（第3の1の(3)、第4の3関係）

注意事項

本件入札について談合があったとの通報があり、事情聴取を実施した結果、談合の事実があったと認められなかったため、これから入札を執行します。

入札にあたっては、福島県 入札心得を遵守し、厳正に入札してください。

入札書の提出と併せて見積内訳書を提示してください。

開札後、見積内訳書を確認した結果、明らかに談合の事実があったと認められた場合は、同心得の規定により本件入札は、無効とします。

福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（抜粋）
～ 特定建設工事共同企業体（JV）～ （平成2年3月1日制定）

（定義）

特定建設工事共同企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事に際して、技術力等を集結することにより工事の安定的施工を確保することを目的とし結成される企業体をいう。

（要綱第2条）

（対象工事）

特定建設工事共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事種別毎にそれぞれ当該各号に定める設計金額以上のものとする。

（1）一般土木工事 8億円

（2）建築工事 8億円

（3）電気設備工事、暖冷房衛生設備工事 4億円

（4）その他工事 4億円

（5）前各号に掲げるもののほか、設計金額が同各号に定める額の概ね80%以上で、かつ、特殊な技術等を要する工事であって确实かつ円滑な施工を確保するための技術力等を特に集結する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができる。

（要綱第4条）

（構成員の数）

特定建設工事共同企業体の構成員の数は、原則として2社又は3社とする。

（要綱第5条）

（構成員の組み合わせ）

原則として県内に主たる営業所を有する者1社以上とする。

ただし、工事種別により、県内に主たる営業所を有する者を一定数確保できないことが明らかな場合には、この限りではない。

（要綱第7条）

（代表者）

特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者とする。

（要綱第8条）

（出資割合）

代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

また、特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次に掲げる共同企業体の構成員数に応じ、それぞれに定める割合以上であるものとする。

（1）2社 30パーセント

（2）3社 20パーセント

（要綱第9条）